

佐賀大学医学部禁煙キャンペーン推進委員会申合せ

(平成16年2月18日教授会決定)

(趣旨)

第1 佐賀大学医学部における禁煙の推進に関する諸方策等を検討及び実施するため、佐賀大学医学部禁煙キャンペーン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部の教職員
- (3) 医学部の学生
- (4) 医学部附属病院及び関連施設並びに関係団体等の職員

2 前項第2号から第4号の構成員は、医学部長が委嘱する。

(委員長)

第3 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(事務)

第4 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この申合せは、平成16年2月18日から実施する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この申合せは、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。